

「薬事衛生六法 2023」（奥付 2023 年 4 月 1 日発行）の記述に誤りがありました。お詫びを申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます（2023 年 8 月 18 日現在）

該当箇所	誤	正
<p>p.257 下段左から 11 行目から p.258 中段 右から 8 行目まで</p>	<p><u>(店舗販売業者の法令遵守体制)</u> <u>第一百四十七条の十一の二 店舗販売業者は、(中略)</u> <u>へ イからホまでに掲げるもののほか、前号に規定する</u> <u>体制を実効的に機能させるために必要な措置</u></p>	<p>同条を全文削除</p>
<p>p.465 様式八十九 上から 3 行目</p>	<p>高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可書</p>	<p>高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証</p>
<p>p.1296 から p.1302 まで 別記第 1 号様式、第 2 号 様式、第 4 号様式、第 5 号 様式、第 8 号様式、第 9 号 様式、第 11 号様式の(1) 及び(2)、第 17 号様式、第 18 号様式、並びに第 19 号 様式の(2)</p>	<p>(注意) 1 用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。</p>	<p>(注意) 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p>
<p>p.1317 下段左から 2 行目</p>	<p>九十八の五 <u>メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤</u></p>	<p>九十八の五 <u>メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。</u></p>
<p>p.1318 上段右から 1 行目</p>	<p>九十八の六 <u>メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。</u></p>	<p>九十八の六 <u>メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤</u></p>